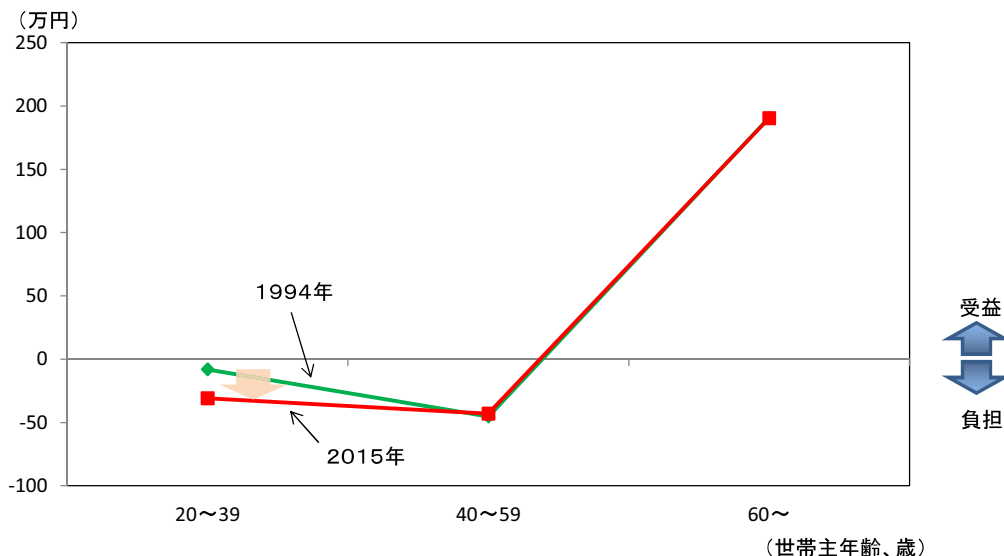


○ 過去約20年間に於けるネットの受益・負担額の変化をみると、子供数の減少による受益減もあって若年のネット負担が上昇。一方、高齢世代のネット受益は変化なし。



(出所)内閣府「税・社会保障等を通じた受益と負担について(配布資料)」(平成27年6月1日経済財政諮問会議)  
 (注1)総収入は、給与収入のほか、年金収入、事業収入、不動産収入等を含む。年金等は、公的年金のほか、児童手当や生活保護を含む。  
 (注2)1994年に実施された総額5.5兆円規模の所得税・住民税の特別減税の影響を除いている。  
 (注3)国民年金保険および国民健康保険における低所得者等に対する軽減措置を織り込んでいないことに留意が必要。

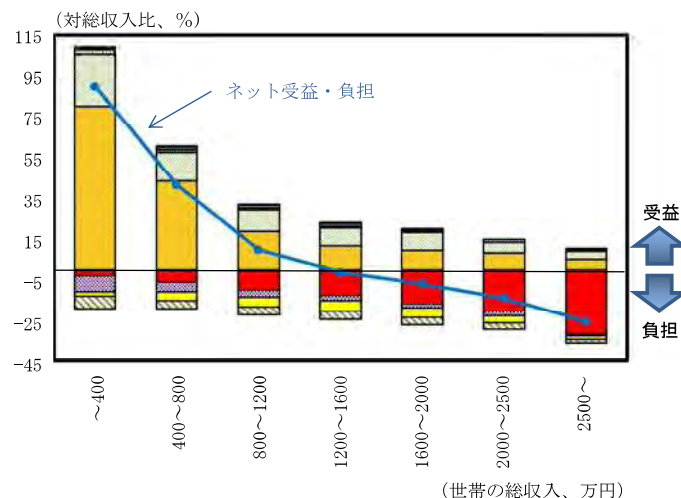
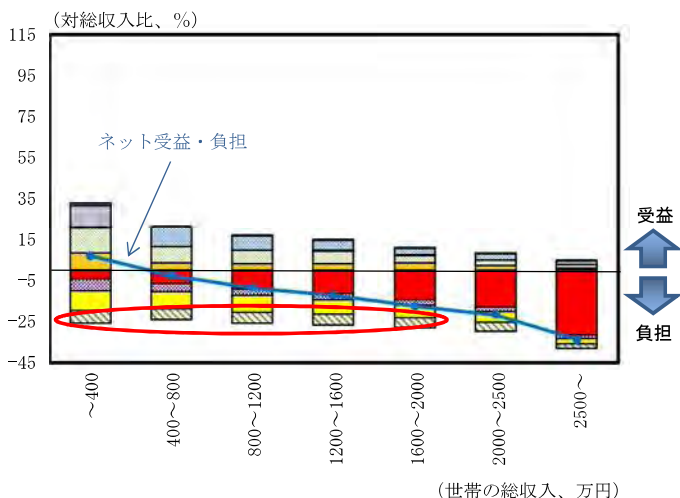
収入階層別に見た受益・負担構造

○ 現役世代の負担面を見ると、社会保険料等の負担により、総収入2,000万円以下の世帯においては、税・社会保険料全体の負担は総収入にかかわらず概ね同程度。受益面を見ると、低中所得者層の受益が相対的に多い。高齢世代の負担面を見ると、年金保険料の負担が少なく、受益面を見ると、年金等の受益が多い。

○ ネット受益・負担を見ると、現役世代では、収入約400万円以下の世帯で、若干のネット受益超。高齢世代では、収入約1,200万円以下の世帯で、ネット受益超。

総収入金額別の受益・負担(現役世代:20~59歳、2015年)

総収入金額別の受益・負担(高齢世代:60歳~, 2015年)



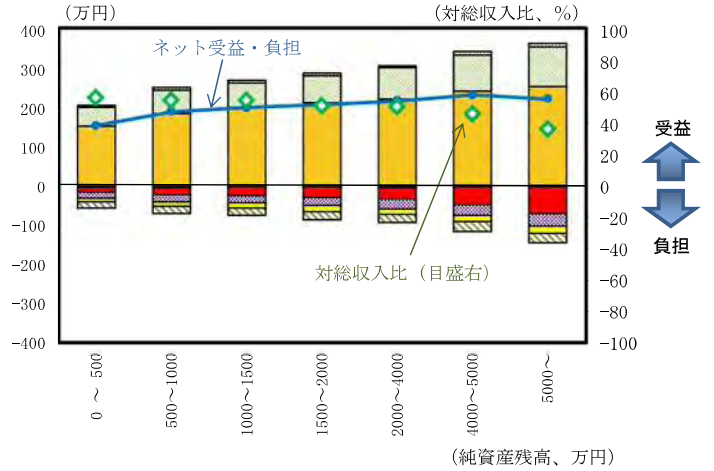
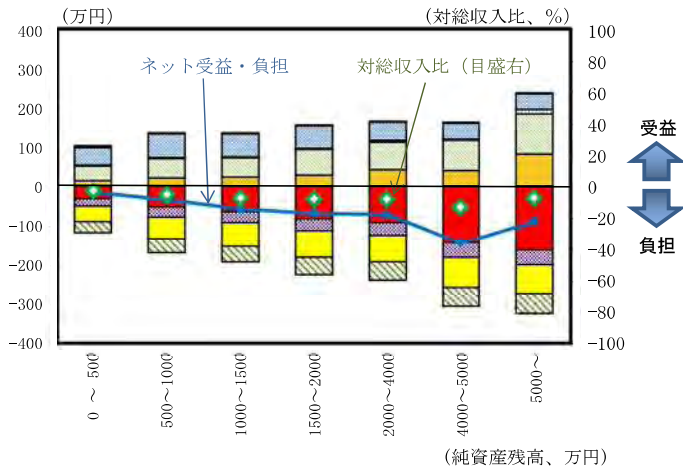
■ 年金等	□ 医療サービス	□ 介護サービス	□ 教育サービス	■ 保育サービス
■ 所得税・住民税	■ 消費税	■ 年金保険料	□ 健保保険料	

(出所)内閣府「税・社会保障等を通じた受益と負担について(配布資料)」(平成27年6月1日経済財政諮問会議)  
 (注1)総収入は、給与収入のほか、年金収入、事業収入、不動産収入等を含む。年金等は、公的年金のほか、児童手当や生活保護を含む。  
 (注2)国民年金保険および国民健康保険における低所得者等に対する軽減措置を織り込んでいないことに留意が必要。

- 金融資産保有残高別にみると、現役世代ではネット負担超。
- 他方、高齢世代ではネット受益超で、資産残高が高い方が年金等の受益が大きく、ネット受益超が大きい傾向。

金融資産残高別の受益と負担（現役世代：20～59歳、2015年）

金融資産残高別の受益と負担（高齢世代：60歳～、2015年）



総収入  
平均値 (478万円) (670万円) (751万円) (852万円) (897万円) (1,066万円) (1,144万円)

(275万円) (345万円) (365万円) (406万円) (432万円) (508万円) (612万円)

■年金等	□医療サービス	□介護サービス	□教育サービス	■保育サービス
■所得税・住民税	■消費税	■年金保険料	□健保保険料	◆ネット受益（総収入比）

(出所)内閣府「税・社会保障等を通じた受益と負担について(配布資料)」(平成27年6月1日経済財政諮問会議)  
 (注1)総収入は、給与収入のほか、年金収入、事業収入、不動産収入等を含む。年金等は、公的年金のほか、児童手当や生活保護を含む。  
 (注2)国民年金保険および国民健康保険における低所得者等に対する軽減措置を織り込んでいないことに留意が必要。  
 (注3)保有資産は、金融資産(貯蓄)から借入金等(住宅ローンを除く)を控除したネットベース。

## II. 有識者からのヒアリングの概要

小塩隆士・一橋大学経済研究所教授

『所得格差・貧困・再配分政策』（2015年7月17日）

### 1. 最近の所得格差・貧困の動き

- ジニ係数（再分配所得ベース）は、2000年以降、明確な拡大傾向を見せていないが、少なくともアベノミクスが登場するまでは日本の世帯はおしなべて貧乏になっており、「貧困」リスクが高まっている。〈資料A-1〉
- 相対的貧困率は、緩やかな上昇傾向にある。世帯タイプ別により貧困の状況は大きく異なり、高齢女性単独世帯やひとり親世帯の相対的貧困率が高い。
- 貧困は所得面だけでは十分把握できず、国民年金などセーフティ・ネットに入っていないという点での貧困も無視できない（所得のほかに、教育、セーフティ・ネット、健康の4つの次元における貧困を見る多元的貧困の考え方）。

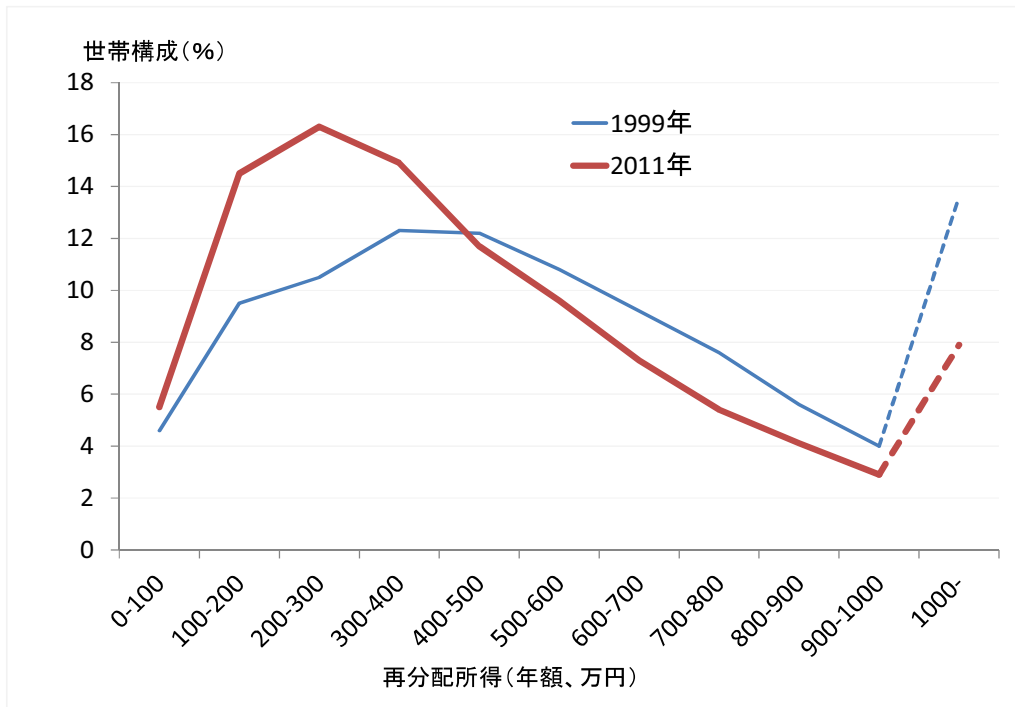
### 2. 現行の再分配政策の問題点

- 現行の再分配政策は、そのかなりの部分が年金、高齢者医療、介護など、年齢階層間の所得移転であり、それ以外の再分配は小規模。そのため、「子供の貧困」、「高齢者の貧困」を中心に、貧困問題が十分に解消されない。〈資料A-2〉
- 国民健康保険・国民年金の保険料はむしろ逆進的であり、非正規雇用労働者を中心として、低所得層が十分支援されず、セーフティ・ネットから排除されやすい状況。〈資料A-3〉

### 3. 再分配政策をどう見直すか

- 年齢という軸による現行の再分配政策は、不公平で非効率的。目指すべき制度として、「困っている人を困っていない人が助ける」仕組みにしていくべき。〈資料A-4〉
- その際、「世代間公平」の視点は極めて重要だが、現役・高齢層それぞれの多様性に十分配慮すべき。困っている人、困っていない人の線引きに当たっては、フローの所得が最大の注目点であるが、最終的にはストックにも注目すべき。
- 今後、社会保障負担の増加が必至な中で、税制面からの支援がないと、低所得層がセーフティ・ネットから排除されるリスクが一段と高まることから、税・社会保障改革の連携が必要。
- 働き手が減り、養われる者が増えつつあることの生物学的帰結として、国民純貯蓄（民間貯蓄＋政府貯蓄－固定資本減耗）は、ゼロからマイナスに向かっている。「困っていない人」を助ける余裕はほとんどなくなり、限られた財源を「困っている人」に限定的・集中的に配分する仕組みに改める必要。同時に、働き手を増やし、社会全体の扶養力を高めて、生物学的制約を克服する工夫が必要（若年世帯による出産・子育ての支援、女性・高齢層の労働供給の促進が重要）。

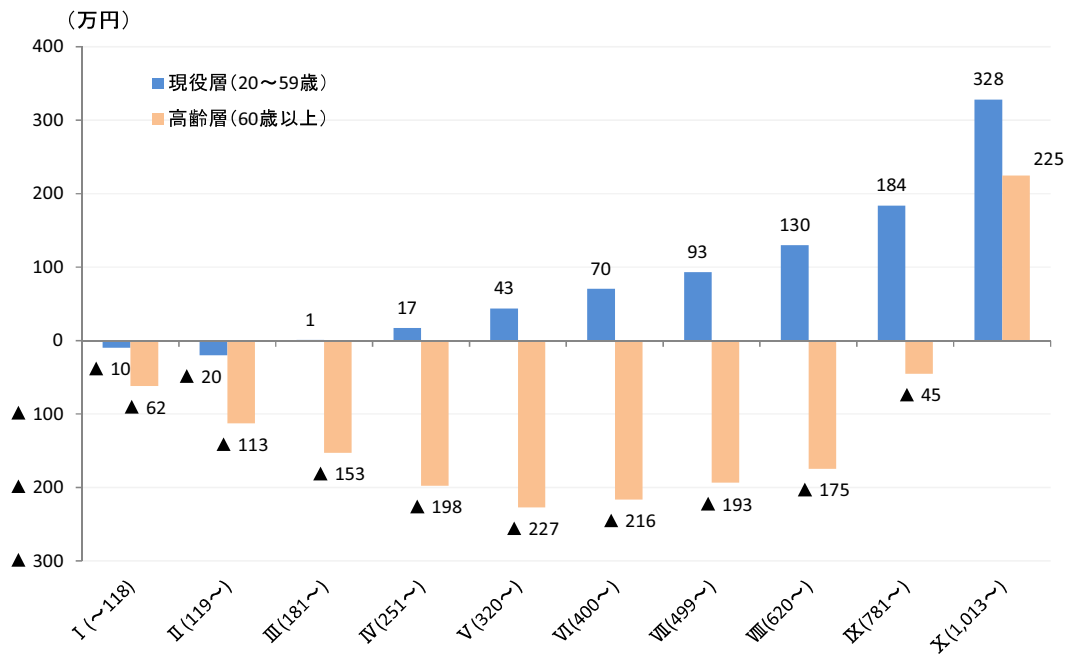
○ 日本の所得分布は、重心が左にシフトし、尖り度を高めている。



(出所)小塩隆士・一橋大学経済研究所教授 説明資料「所得格差・貧困・再分配政策」(平成27年7月17日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)厚生労働省「所得再分配調査」(2011年)

所得階級別に見た税・社会保障の純受益・負担

○ 高齢層は、現役層と同じ額の所得を得ていても純受取となっている。

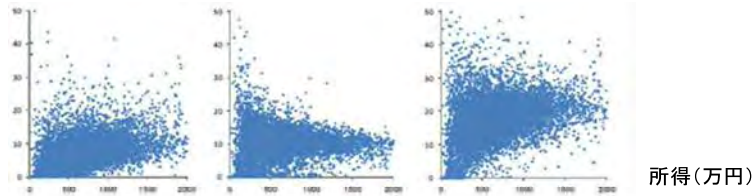


(出所)小塩隆士・一橋大学経済研究所教授 説明資料「所得格差・貧困・再分配政策」(平成27年7月17日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)厚生労働省「国民生活基礎調査」(2013年)より作成  
(注)所得階級は総所得(=当初所得+公的年金)。「現役層」は世帯主が59歳以下で高齢者のいる世帯を除いたもの、「高齢層」は世帯主が60歳以上の世帯。

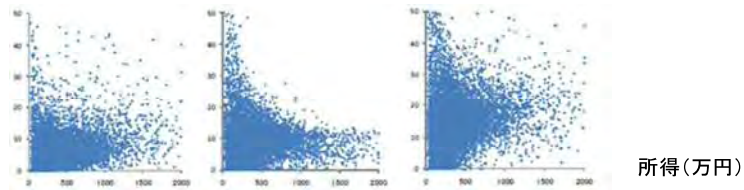
○ 世帯主が正規労働者以外の世帯では、社会保険料は逆進的になっている。

税                      社会保険料                      税+社会保険料

(1) 世帯主が正規雇用者の世帯(負担/世帯所得、%)



(2) 世帯主が正規雇用者以外の世帯(負担/世帯所得、%)



(出所)小塩隆士・一橋大学経済研究所教授 説明資料「所得格差・貧困・再分配政策」(平成27年7月17日政府税制調査会総会)より作成  
 (原典)小塩隆士「効率と公平を問う」(2012年)、日本評論社。厚生労働省「国民生活基礎調査」(2007年)より作成。

再分配政策の見直しの基本方針

○ 再分配政策の見直しの基本方針は、「困っている人を困っていない人が助ける」仕組みにすること。

現行制度

若年層	高齢層
困っていない人	困っていない人
困っている人	困っている人

不公平でしかも非効率

目指すべき制度

若年層	高齢層
困っていない人	困っていない人
困っている人	困っている人

(出所)小塩隆士・一橋大学経済研究所教授 説明資料「所得格差・貧困・再分配政策」(平成27年7月17日政府税制調査会総会)より作成

白波瀬佐和子・東京大学大学院人文社会系研究科教授

『少子高齢社会における世帯・家族と再分配のあり様

—二つの世代間移転— 』（2015年7月31日）

## 1. 日本における再分配の特徴

- 1999年以降、再分配効果（所得再分配によるジニ係数の改善度）は向上。他方、世帯主の年齢階層別に再分配効果を見てみると、再分配効果は高齢層に偏っており、これは、年金など、高齢層に偏る社会的移転と密接に関係している。＜資料B-1、2＞
- 高齢層における再分配効果は、1986年と比較して高まっているほか、一人暮らし世帯の貧困率は、1980年代半ば以降低下しており、その要因としては、社会保障制度の充実が考えられる。

## 2. 資産の世代間継承等

- 高齢層が社会的移転によって支えられているのに対し、若年層は私的移転（仕送り）によって支えられており、子への経済的支援は親の経済状況によって規定される傾向にある。＜資料B-3＞
- 親の子どもへの遺産継承意欲は高いが、資産の世代間継承は少ない子供に集中する傾向があり、親から資産を受け継いだ経験が子への資産継承を促している。

## 3. 親や子との同居と貧困回避

- 母子家庭や高齢者の経済的困難は、親や子との同居という多世代同居によって回避されてきた。しかし、高齢者のいる世帯構造は大きく変化し、三世代世帯ではなく、一人暮らしあるいは夫婦のみ世帯が過半数となるなど、今後は、同様の機能を世帯／家族に求めることは難しい。

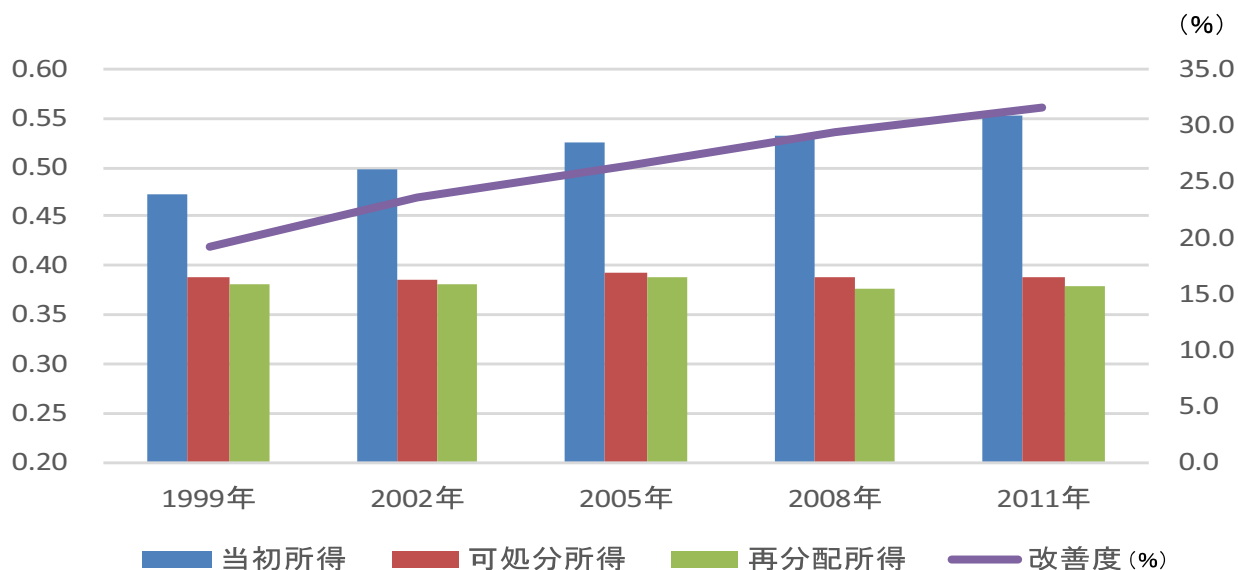
## 4. 社会的リスクの分かち合い

- 社会的移転を通じた世代間関係に関連して、生まれた時代の社会経済的状況が、「たまたまのリスク」として、個々人のライフコース（生き方）に関与する。生まれた時の時代状況（時代効果、コーホート効果）は、個人の裁量を超えたリスクと位置付けられることから、世代を超えて分散することが望ましく、若年・壮年層への再分配を強化すべき。
- 親子で代表される私的移転に関連して、親の経済力は子どもにとっての「たまたまのリスク」として、個々人の将来に影響を及ぼす。親の財力もまた、個人の力量を超えたリスクとして、リスク分散することが求められ、同世代内での再分配を強化すべき。

## 所得再分配によるジニ係数の変化

資料B-1

○ 再分配効果(所得再分配によるジニ係数の改善度)は向上している。

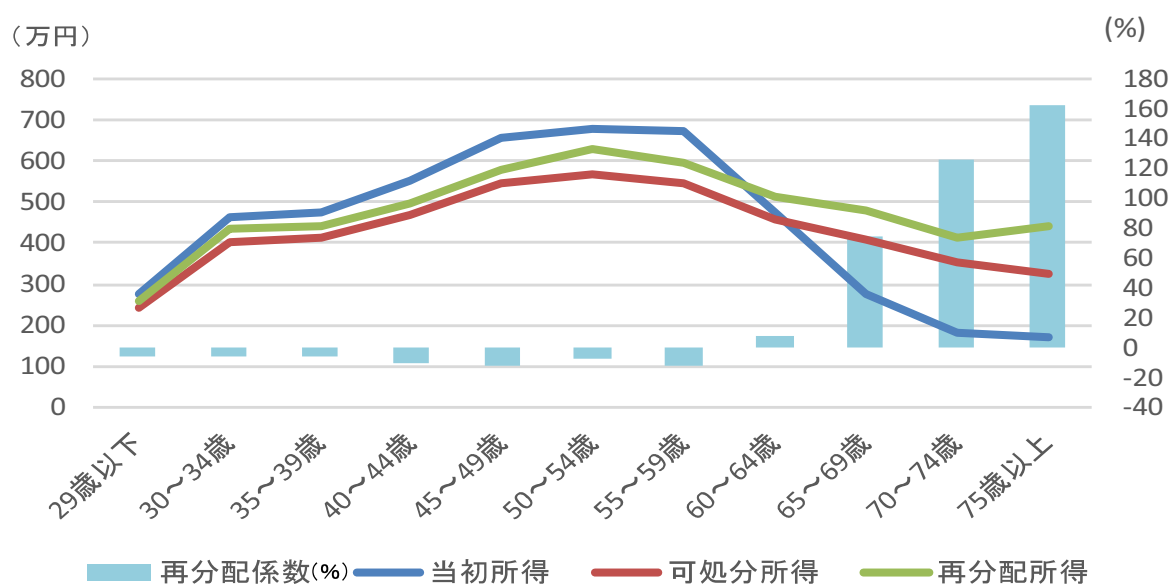


(出所) 白波瀬佐和子・東京大学大学院人文社会系研究科教授 説明資料「少子高齢社会における世帯・家族と再分配のあり様 ―二つの世代間移転―」(平成27年7月31日政府税制調査会総会)より作成  
 (原典) 厚生労働省「平成23年度所得再分配調査 報告書」図3(p.6)より作成

## 世帯主の年齢階層別 所得再分配状況

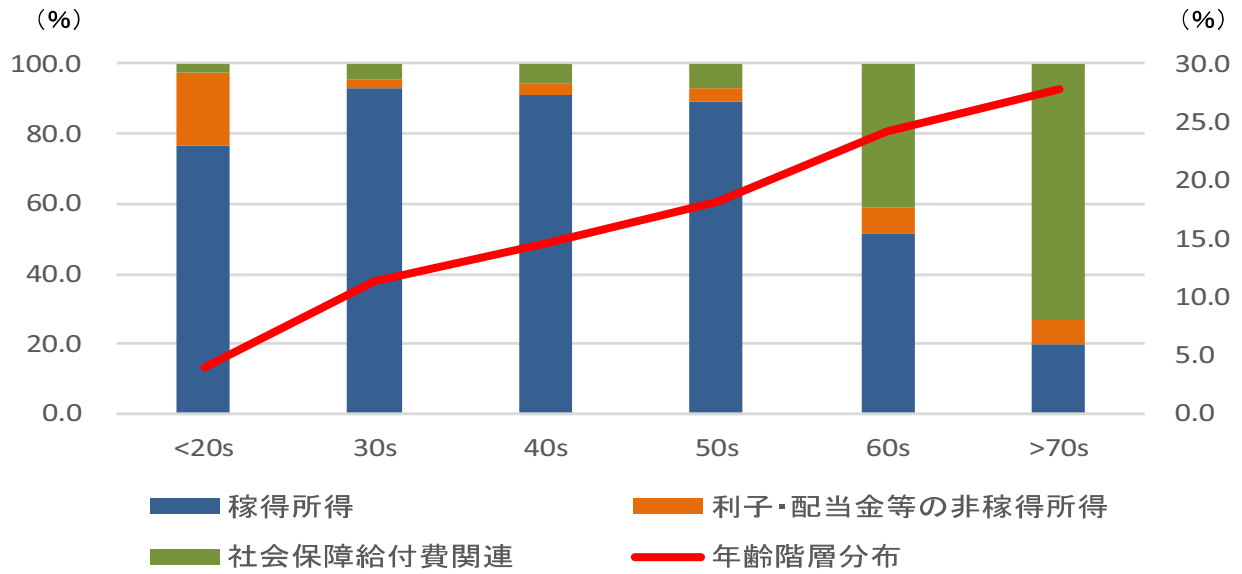
資料B-2

○ 再分配効果は、高齢層に偏る傾向にある。



(出所) 白波瀬佐和子・東京大学大学院人文社会系研究科教授 説明資料「少子高齢社会における世帯・家族と再分配のあり様 ―二つの世代間移転―」(平成27年7月31日政府税制調査会総会)より作成  
 (原典) 厚生労働省「平成23年度所得再分配調査 報告書」表5(p.10)より作成  
 (注) 再分配係数 = (再分配所得 - 当初所得) / 当初所得

○ 若年層は私的移転(仕送り)、高齢層は社会的移転によって支えられている。



(出所) 白波瀬佐和子・東京大学大学院人文社会系研究科教授 説明資料「少子高齢社会における世帯・家族と再分配のあり様 —二つの世代間移転—」(平成27年7月31日政府税制調査会総会)より作成  
 (原典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(2010年)、白波瀬佐和子・竹内俊子「国民生活基礎調査 基礎集計結果」(2013年)より



## 1. 現行の日本の社会保障制度の特徴

- 現行の日本の社会保障制度が拠って立つ前提として、近代家族（標準家族）による包摂があり、近代家族が成り立つためには、①誰でもフルタイムで働けば扶養可能収入を得られる、②誰でも、結婚して家族がもて、離婚しない、という前提条件がある。

※ 近代家族とは、夫は主に仕事（正規雇用など十分な収入）、妻は主に家事・育児を行い、豊かな生活を目指す家族のこと。

- 日本の社会保障制度の基本的特徴は、近代家族を形成でき、制度の内側に入れば低リスクであるが、近代家族を形成できず、制度の外に出れば高リスク。

## 2. 二つの前提条件の崩壊

- この近代家族の二つの前提条件は、1990年代頃までは当てはまったが、1990年代後半以降は揺らいできている。具体的には、ワーキング・プアの出現（フルタイム職の絶対数が減少する中、非正規雇用労働者の増加など）や、望んでも標準的なライフコースを取れない人の増加（若年男性の経済力低下等による未婚化など）により、二つの前提条件が崩壊してきている。〈資料C-1、2、3〉

- 仕事や家族のあり方が根本的に変化し、これに制度が対応できていないため、近代家族に包摂される若者（近代家族を形成・維持できる人。リスクから守られる人）とそうでない若者（家族がいない、家族に低収入者しかいない、将来家族がいなくなるなど、近代家族を形成・維持できない人。リスクに晒される人）への社会的分断が進行し、以下の三つの階層への分化が進む。今後、①から②、②から③となる者が増えるとともに、年次進行で、中年、高齢者へと広がっていく。

① 近代家族を形成・維持できる若者

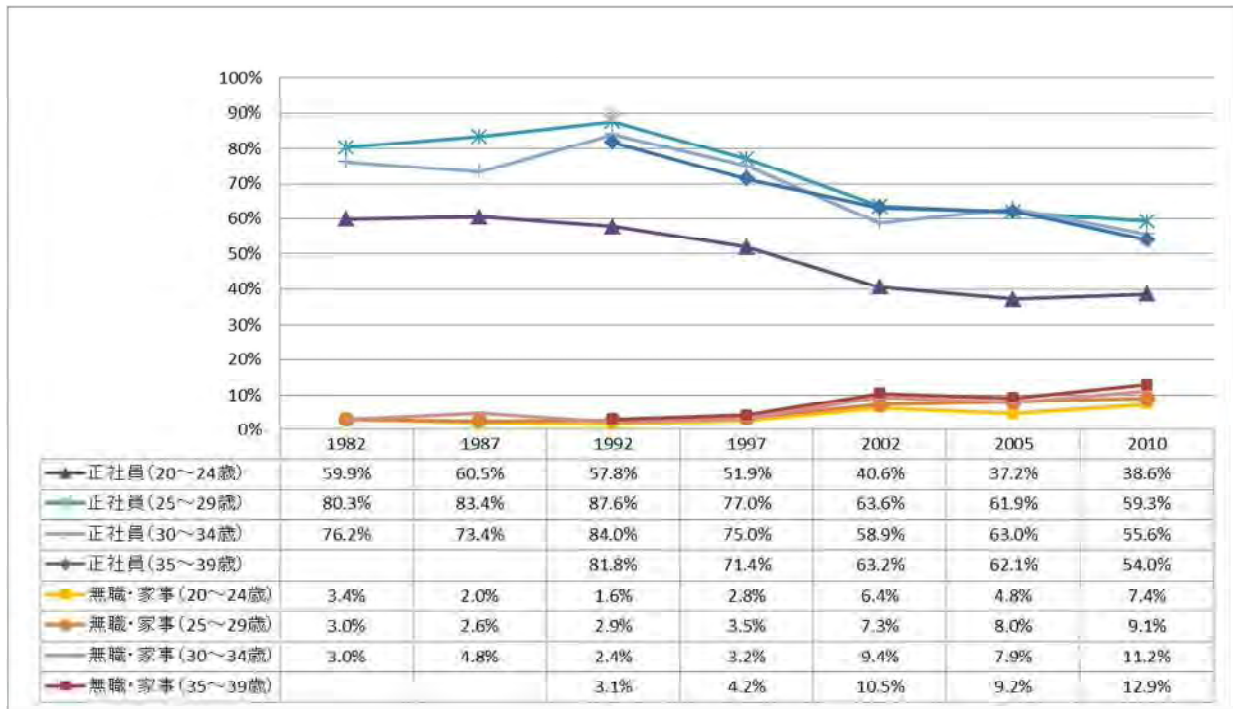
② 低収入だが頼る（パラサイトできる）家族がいる若者（親同居未婚者、親同居離別者など）

③ まともな生活が不可能な若者（アンダークラス）

## 3. 「家族格差時代」の社会政策の課題

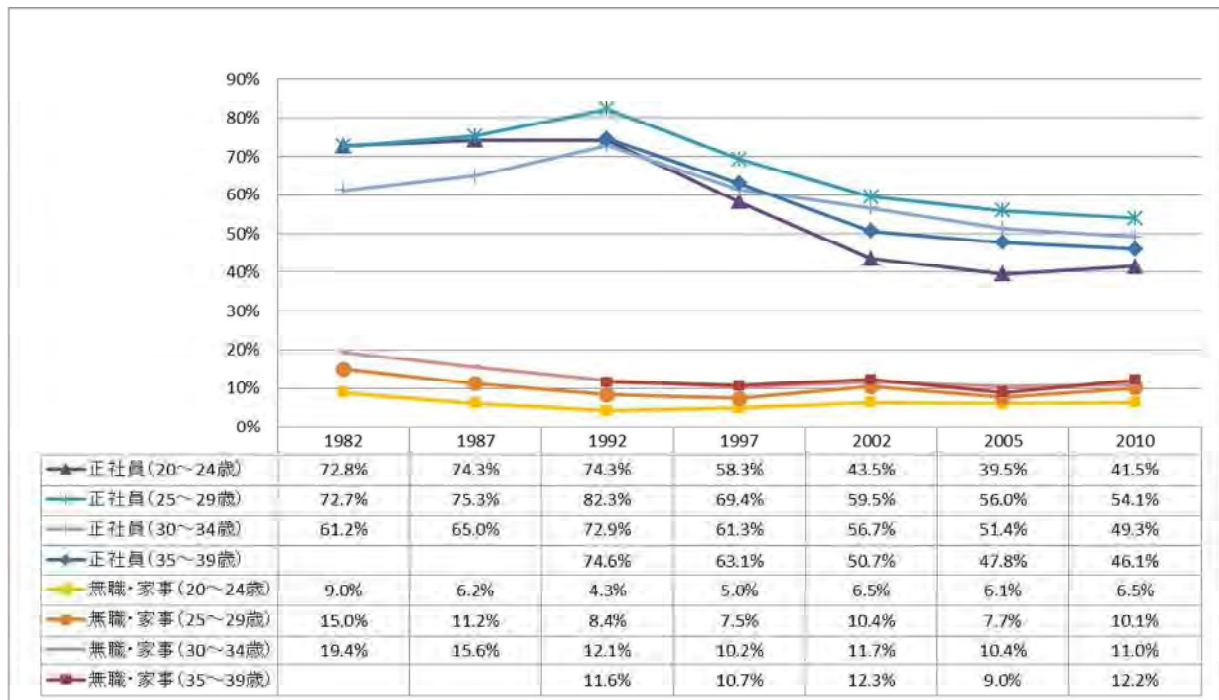
- こうした「家族格差時代」においては、以下の二つの対策が必要。
  - 近代家族を作りやすくするため、結婚して子どもを作りやすくする環境作りや、フルタイムで働けば子どもを育てながら暮らせる仕事の確保
  - 近代家族を作れなくても、安心して生活できるようにするため、近代家族からこぼれた人に対する基本的生活保障、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の格差是正、近代家族ではない新しい連帯の生活形態の支援

○ 男女とも未婚の非正規雇用者が増大している。

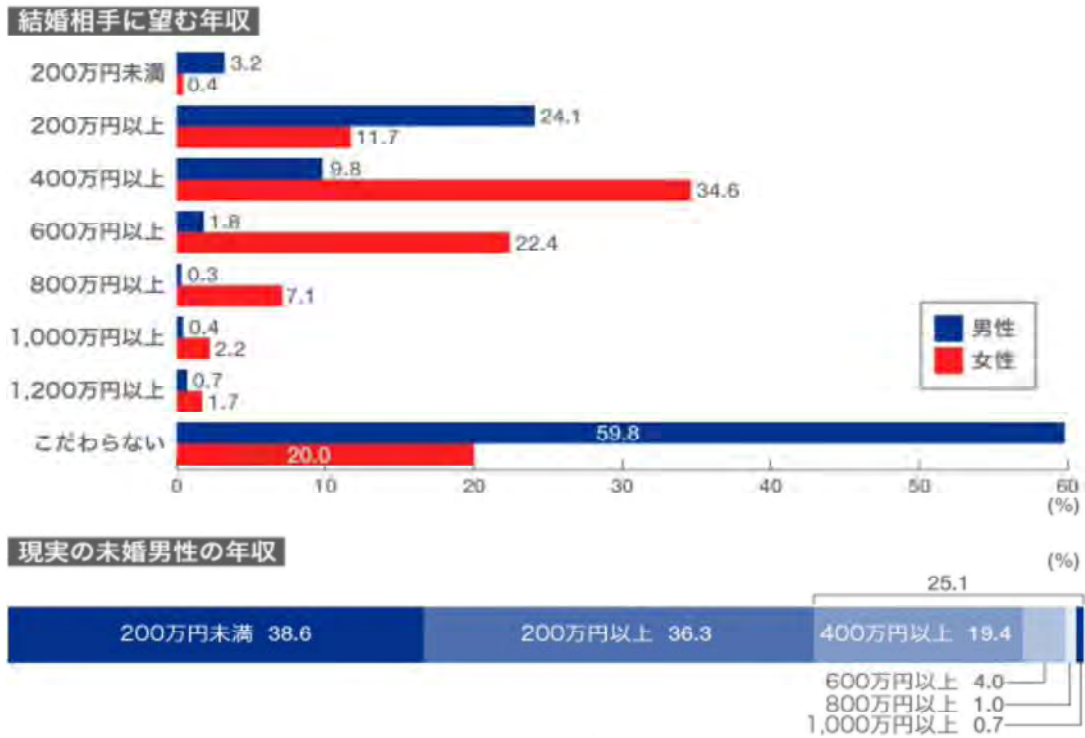


(出所)山田昌弘・中央大学文学部教授 説明資料「家族格差社会」(平成27年7月31日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)国立社会保障・人口問題研究所「出生動向調査」

○ 男女とも未婚の非正規雇用者が増大している。



(出所)山田昌弘・中央大学文学部教授 説明資料「家族格差社会」(平成27年7月31日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)国立社会保障・人口問題研究所「出生動向調査」



(出所) 山田昌弘・中央大学文学部教授 説明資料「家族格差社会」(平成27年7月31日政府税制調査会総会)より作成  
 (原典) 明治安田生活福祉研究所・「生活福祉研究」号。データは2009年の「結婚に関する調査」(全国ネット20~39歳、4120名の未婚者が回答)